

○山梨学院短期大学における障がいのある学生の支援に関する基本方針

(平成30年7月26日制定)

1 理念・目標

山梨学院短期大学（以下、「本学」という。）は、一人ひとりの学生が障がいの有無の別なく互いの人格や個性を尊重し、豊かな学生生活を送るために全学体制で支援する。この目標に向けて本学は、障がいのある学生の能力や適性に応じた支援を行う。

2 基本方針

- (1) 「障害者の権利に関する条約（2006年12月13日、国連総会採択）」、「障害者基本法（昭和45年法律第84号）」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）」及び同対応指針（平成27年11月26日付、27文科初第1058号）の理念を実現するための障がい学生支援を行う。
- (2) 障がいのある学生からの意思表示（意思を表明する支援を含む。）に基づき、共通理解と合意形成を図りつつ、必要な支援や配慮を行う。
- (3) 障がいのある学生支援を実施するにあたり、すべての部署、教職員が密接に連携を図ることができる体制を整える。
- (4) 障がいのある入学希望者の受験に際し、合理的配慮に基づく支援を行う。
- (5) 障がいのある学生の家族・保護者と密接な連携を図るとともに、必要に応じて学外の関係機関及び専門家等と連携した支援を行う。
- (6) 本学の全教職員は、日常的な教育や指導などの場において、障がいのある学生に対して、修学上の差別及び不利益が生じないように努める。
- (7) 障がい者の差別を生まない学風を目指し、すべての教職員に対し、研修や学習の機会をとおして啓発活動を行う。
- (8) 障がいのある学生を支援するうえで知り得た個人情報は、「個人情報の保護に関する規則」に基づき厳密に管理するとともに、第三者に情報開示や提供が必要な場合は、本人の同意を得るものとする。ただし、学生支援を行なうために必要不可欠と判断した場合は、守秘義務を十分に遵守しつつ、支援者間で個人情報を共有するものとする。